

平成 26 年 3 月 14 日
東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線（東京都・名古屋市間）における大深度地下の公共的使用に関する
特別措置法に基づく「事前の事業間調整」の実施について

「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「大深度法」という。）」第 12 条には、事業概要書を作成し、道路、河川、鉄道、通信、電気、ガス、上下水道など公共の利益となる事業を施行できる事業者（以下「対象事業者」という。）を対象に、事業の共同化や事業区域の調整など事業間の調整を行うことが定められています。

今般、中央新幹線（東京都・名古屋市間）における大深度地下部分について、大深度法第 12 条に基づく「事前の事業間調整」を行いますので、お知らせします。

1. 大深度法第 12 条に基づく「事前の事業間調整」手続き

(1) 事業概要書の送付（大深度法第 12 条第 1 項）

- ・送付先：中央新幹線を所管する国土交通大臣
- ・送付日：平成 26 年 3 月 14 日

(2) 事業概要書の公告及び縦覧（大深度法第 12 条第 2 項、大深度法施行規則第 4 条）

- ・公 告：平成 26 年 3 月 17 日に、官報に公告
- ・縦 覧：公告日より 30 日間、事業概要書を当社環境保全事務所（東京、神奈川、愛知）及び関係自治体施設で縦覧に供します。

(3) 対象事業者からの調整の申出（大深度法第 12 条第 5 項）（参考資料）

- ・対象事業者：大深度法第 4 条に基づく事業者
- ・調整の申出：事業概要書に示した事業区域又はこれに近接する地下において、事業の共同化や事業区域の調整など、事業間の調整が必要な対象事業者は、縦覧期間内（平成 26 年 4 月 15 日まで）に、当社に申し出ることができます。

2. 大深度地下使用の認可に向けた進め方

- ・大深度地下使用の認可申請に向けて、事業区域が大深度地下にあることを確認するための地質調査や物件（井戸）調査などの現地調査のほか、関係機関との調整等を行ってまいります。
- ・大深度地下使用の認可申請は、全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画の認可後に行う予定です。

3. その他

- ・事業概要書は、以下の当社ホームページに掲載します。

(<http://company.jr-central.co.jp/company/others/jigyokanchosei/index.html>)

「事前の事業間調整」に係る事業概要書の縦覧、調整の申出について

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条に基づき、中央新幹線（東京都・名古屋市間）の事業概要書を縦覧に供します。この事業概要書に示す事業区域又はこれに近接する地下において、当該事業に関し、事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整について、縦覧期間内に申し出ることができます。

1. 事業概要書の縦覧について

(1) 縦覧場所

- ・別紙のとおり東京都、神奈川県、愛知県で17箇所。

(2) 縦覧期間

- ・平成26年3月17日（月）から平成26年4月15日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

(3) 縦覧時間

- ・午前9時から午後5時まで（ただし、縦覧場所によって異なることがあります。）

2. 事業間調整の申出について

(1) 対象事業者

- ・大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第4条に基づく事業者

(2) 申出方法

- ・申出書（様式は自由）及び事業概要書に準じた資料（事業間調整の実施が可能となる資料）を郵送にて提出をお願いします。（縦覧期間満了日必着）
- ・申出書は、当社環境保全事務所にお持ち込みいただくこともできます。

(3) 申出先（当社環境保全事務所）

	住 所	電話番号
環境保全事務所 （東京）	〒108-0074 東京都港区高輪 3-24-16 ISA ビル 3F	03-5462-2781
環境保全事務所 （神奈川）	〒252-0231 神奈川県相模原市中央区相模原4-3-14 相模原第一生命ビル 4F	042-756-7261
環境保全事務所 （愛知）	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 3-13-26 交通ビル 8F	052-563-5216

別紙

縦覧場所

◎東京都

- ・品川区都市環境事業部都市計画課（東京都品川区広町 2-1-36）
- ・大田区まちづくり推進部まちづくり管理課（東京都大田区蒲田 5-13-14）
- ・世田谷区交通政策担当部交通政策課（東京都世田谷区世田谷 4-22-33）
- ・町田市総務部市政情報課（東京都町田市森野 2-2-22）
- ・町田市都市づくり部都市政策課（東京都町田市森野 2-2-22）
- ・東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（東京）

◎神奈川県

- ・川崎市中原区役所（神奈川県川崎市中原区小杉町 3-245）
- ・川崎市高津区役所（神奈川県川崎市高津区下作延 2-8-1）
- ・川崎市宮前区役所（神奈川県川崎市宮前区宮前平 2-20-5）
- ・川崎市麻生区役所（神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-5-1）
- ・東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（神奈川）

◎愛知県

- ・春日井市役所（愛知県春日井市鳥居松町 5-44）
- ・名古屋市守山区役所（愛知県名古屋市守山区小幡 1-3-1）
- ・名古屋市北区役所（愛知県名古屋市北区清水 4-17-1）
- ・名古屋市東区役所（愛知県名古屋市東区筒井 1-7-74）
- ・名古屋市中区役所（愛知県名古屋市中区栄 4-1-8）
- ・東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（愛知）